

『次世代育成支援対策推進法』に基づく一般事業主行動計画

令和5年10月1日
株式会社 **ユタカメイク**

株式会社ユタカメイクは次世代育成支援対策推進法に基づき、全社員が仕事と子育てを両立することができるよう、働きやすい環境を作りその能力を十分に発揮できるようにする為に以下の行動計画を策定いたします。

▶計画期間

令和5年10月1日～令和10年9月30日までの5年間

▶計画の内容

・目標

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援する為の雇用環境の整備を行う。

・取組内容

- ① 妊娠を申し出た労働者及び配偶者の妊娠・出産を申し出た労働者に対し、両立支援の制度を積極的に周知するとともに情報の提供・相談体制の整備を実施する。
又、その労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後における賃金・配置その他の労働条件に関する事項について各々周知を図る。
- ② 育児休業を取得する期間についてその労働者の業務を円滑に処理することが出来るよう、その育児休業期間について業務を処理する為の労働者の確保・業務内容の見直し等を実施する。
- ③ 配偶者の妊娠を申し出た労働者に対して、配偶者の産後8週間以内の期間における出産時育児休業制度の周知を徹底し、男性労働者の育児休業の取得促進を図る。